

利用者支援型魅力発信事業補助金に係る Q&A

(補助事業)

Q1 どのような事業が補助事業となるのか。

A1

県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗、駅、空港等の管理者がPR効果が高いと認められる共用スペースにおいて県指定伝統的工芸品、皮革製手袋、家具を利用し、香川ならではの魅力的な空間を創出する事業が対象となります。

当補助金は、利用者が伝統的工芸品等を取り入れることを促し、その利用を通じて情報発信をしてもらうことを目的としております。(伝統工芸品等の製造者による情報発信等は想定しておりません。)

(採択・その他)

Q2-1 採択の基準はどうなるのか。

A2-1

提出された補助金交付申込書について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択します。
なお、審査の結果、申込金額より減額となる可能性があります。

- ①PR効果が高いと認められる場所となっているか。
- ②伝統的工芸品等の魅力が十分に伝わる事業内容か。
- ③伝統的工芸品等に関する情報発信が有効に行われるか。
- ④実施スケジュールが現実的か。 など

Q2-2 県の他の補助金について、重複の利用は認められるのか。

A2-2

県の他の補助金との重複は認められません。

Q2-3 伝統的工芸品等はどこから購入してもいいのか。

A2-3

補助対象としているのは下記のとおり指定製造者からの購入に限ります。

1. 香川県伝統的工芸品指定製造者及び香川県認定伝統工芸士
2. 日本手袋工業組合及びその組合員(県内企業に限る)
3. 家具商工業協同組合及びその組合員

Q2-4 補助対象経費に認められる範囲はどこまでなのか。

A2-4

伝統的工芸品等の購入やそれを効果的に配置したり、内装・外装へ利用する上で必要と認められる範囲に限られます。維持管理費や従業員の人件費は対象外となります。

また、消費税及び地方消費税部分や伝統的工芸品等の賃借料も対象外となります。

Q2-5 公共施設の管理者が指定管理者の場合対象となるのか。

A2-5

指定管理者が民間企業及び民間団体である場合は対象となります。

(事前着手)

Q3 補助金の交付決定前に着手した事業であっても対象となるのか。

A3

令和7年4月1日以降に行われた事業であれば、交付決定前であっても、補助金の対象となります。